

令和3年4月20日

保護者様

沼津市教育委員会

「新型コロナウイルス感染症が疑われる場合の対応フロー（児童生徒用）」の
活用について（お知らせ）

日頃より、本市における教育活動に御協力を賜り、心より感謝申し上げます。学校は、子供たちの生き生きとした姿が戻り、活気に溢れています。これも皆様の御理解・御協力によるものと心から感謝しております。

さて、国内の感染状況を見ますと、引き続き感染者が確認されるなど、新型コロナウイルス感染症につきましては長期的な対応が見込まれます。

こうした中、児童生徒、教職員、家族等、学校に関わる方々の中から感染者が出た場合に、迅速かつ適切に対応することが求められることから、沼津市教育委員会では、新型コロナウイルス感染症が疑われる場合の対応が一目で分かるように「新型コロナウイルス感染症が疑われる場合の対応フロー（児童生徒用）」を作成しておりますが、今回、R3.4.7版を作成しました。感染が疑われる場合の対応方法として御活用ください。

変更箇所

【児童生徒版】

- ・医療機関にかからない場合でも、主要症状が消滅した後、24時間以上経過するまで自宅待機



- ・医療機関にかからない場合は、主要症状が消滅した後、24時間以上経過するまで自宅待機

担当 学校教育課
電話 055-934-4809